

JST 知財活用支援事業(権利化支援)
ご利用の皆様

JST 知財活用支援事業(権利化支援)
令和 3(2021)年度分ライセンス活動報告等調査ご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊機構(JST)の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、JST 知財活用支援事業(権利化支援)における令和 3(2021)年度分のライセンス活動状況等の調査とアンケートを実施いたします。

◇令和 3(2021)年度分ライセンス活動報告

契約約款に基づき行っておりますライセンス活動報告について、令和 3(2021)年度分の活動状況のご報告をお願いいたします。

※他機関との共同申請案件についても調査対象となります。

◇JST 知財活用支援事業に関するアンケート

本支援をご利用の皆様からの評価・ご意見をもとに、今後の JST 知財活用支援事業の施策検討や文部科学省への説明資料等に活用させていただきたく、アンケート調査へのご回答をお願いいたします。

上記についての回答期限は、【令和 4(2022)年 9 月 9 日(金) 17:00】です。

※期限以降、システムへのログインはできません。

◆基礎出願(優先日)から 4 年以上経過した案件の支援継続の見直しについて

令和 4(2022)年 3 月 31 日時点で基礎出願(優先日)から 4 年以上経過した案件(優先日が平成 30(2018)年 3 月 31 日以前の案件)については、研究成果の実用化に資する特許を支援継続するとの趣旨から、契約に基づき支援の継続見直しを行います。

今回のライセンス活動報告の回答内容を支援継続可否の評価情報とし、ライセンス活動等の進展がない案件は、支援終了、または支援対象国削減などの見直しをさせていただきます。

なお、支援継続可否の判定結果につきましては、調査終了後、別途ご連絡いたします。

※昨年度対象となった案件も含め、支援が継続している案件は、毎年見直しの対象となります。

◆基礎出願(優先日)から 7 年経過した案件の支援終了について

令和 4(2022)年 3 月 31 日時点で基礎出願(優先日)から 7 年以上経過した案件(優先日が平成 27(2015)年 3 月 31 日以前の案件)は、ライセンス/共同研究/起業の状況に関わらず、全件支援を終了いたします。こちらにつきましても、調査終了後、別途ご連絡いたします。

◆指定国移行期限が経過した PCT 出願支援案件の支援終了について

PCT 出願の支援案件のうち、指定国移行支援に申請することなく指定国移行期限が経過した場合は、支援を継続する必要性が低いことから、基礎出願に基づく優先日から 3 年が経過した年度の翌年度の 3 月末日で費用支出を終了し、同年の 6 月末日で契約を終了いたしますのでご了承ください。なお、この場合、契約に基づく支援費の返還は要しないものといたします。

※原則として、PCT 出願支援にかかる全ての精算請求が終わった段階で、申請機関から支援契約の終了申請を行っていただきますが、今回に限り、申請機関からの終了申請を待たず一括して処理する事といたしました。次年度以降は終了申請の提出につきご協力をお願いいたします。

ご多忙中恐縮ですが、本調査にご協力をいただきますようお願いいたします。

本調査に関してご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

敬具

1. 調査項目

- (1) 令和3(2021)年度分ライセンス活動報告調査
※令和4(2022)年3月31日時点で支援継続中の案件が対象です。
※基礎出願(優先日)から4年以上経過した案件は、支援継続の見直し対象となります。
- (2) JST 知財活用支援事業に関するアンケート

2. 回答期限

【令和4(2022)年9月9日(金) 17:00】

※期限以降、システムへのログインはできませんのでご注意ください。

3. 注意点

※本調査は、同一基礎出願に基づく各国ファミリー特許群(日本含む)を1案件としています。
※報告いただく内容はライセンス活動報告等調査(簡易調査)と同等です。(毎年春季に実施)
※本調査におけるライセンス等収入とは、一時金、ランニングロイヤリティ、不実施補償金、技術開示料、オプションフィー、ストックオプション、MTA、その他実施料等の収入を含みます。
※令和3(2021)年度の収入・共同研究費が0円の契約も含まれます。

◆ライセンス等契約先が「大学発ベンチャー企業」の場合について

ライセンス等契約先が「大学発ベンチャー企業」である場合は、チェックボックスへ記入してください。(回答マニュアル:P.11参照)

※既に企業名の後ろに「(大学発ベンチャー企業)」と記入があり、他に契約情報の変更がない場合、新たにチェックボックスの入力のために契約情報の削除は不要です。

※あらかじめ表示されている実施許諾先に(大学発ベンチャー企業)が入っていない場合は、システム上、企業名の修正ができません。その際は、【削除理由】に「大学発ベンチャー企業だったため」と入力→契約情報を削除ボタンをクリックして情報を削除→再登録をお願いいたします。(回答マニュアル:P.8参照)

◆ライセンス等収入の報告額について

ご報告いただく金額は、調査対象案件に対する額をご入力ください。複数特許分(プログラム等を含む)として収入があった場合はその総額ではなく、調査対象案件に基づく特許(日本を含む)に対する収入を算出してください。(この変更に伴い、今までご連絡いただいていた特許数等の報告は、不要となります。)

※報告額のうち、国毎の金額の内訳については、今までどおり、収入情報の【その他収入に関する連絡事項】欄でお知らせください。(回答マニュアル:P.9、12参照)

【例】調査対象案件を含む特許5件の包括契約で1,000,000円の収入があった場合

・令和3(2021)年度収入金額 = ¥200,000.- (¥1,000,000÷5特許)

◆共同研究における研究費の報告額について

ご報告いただく共同研究契約金(間接経費を含む)は、複数年度・複数特許に係る契約であった場合はその総額ではなく、令和3(2021)年度分(1年分)の金額であり、調査対象案件に対する額を算出してご入力ください。さらに、関連する特許件数とその内の関連案件に関するJST整理番号を「共同研究に関する補足」へご入力ください。(回答マニュアル:P.14、15参照)

※「共同研究に関する補足」への関連する特許数の追記以外に契約情報の変更がない場合、特許件数の追記のための共同研究情報の削除・更新は不要です。

【例】2019/4/1~2022/3/31の共同研究契約金額が600,000円の場合であり、調査対象案件を含む特許5件の包括契約であった場合

・共同研究契約金額 = ¥40,000.- (¥600,000÷3年間÷5特許)

「共同研究に関する補足」: 全5特許 内関連JST案件:S2017-xxx1, S2017-xxx2, S2018-xxx3

◆過去情報の表示について

前回の調査時にご報告いただいた【共同研究】と【起業化情報】の情報をあらかじめ表示しております。

表示されている各項目を確認／修正後、**この項目の内容を確定**ボタンをクリックして情報を更新してください。(回答マニュアル：P.14、16 参照)

4. 回答方法

次の URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインしてください。

URL : <https://univ-patent.jst.go.jp/patentsurvey/>
ID: 電子公募システムのログイン ID
パスワード: 電子公募システムログイン ID の上 8 桁
※推奨ブラウザは、Microsoft Edge です。
(電子公募システムログイン ID が不明の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください)

※詳しい入力方法については「回答マニュアル」をご参照ください。

※ご回答にあたり、別添のライセンス活動報告調査とアンケートの「質問項目一覧」もご活用ください。

5. 備考

指定期間内に適正なご報告がいただけない場合、支援が継続できなくなる可能性がありますので、必ずご回答ください。

6. 取得情報の取り扱い

本調査で収集した情報は、JST 情報セキュリティ規定に従って厳格に管理し、JST の業務遂行にのみ利用します。他の目的に利用されることは一切ありません。

以上

【本調査に関するお問い合わせ先】

JST ライセンス活動報告事務局
TEL : 03-5957-3320 ≪受付時間 : 9 : 15~12 : 00 13 : 00~17 : 15≫
E-mail : info@jst-kenri.jp

【JST 知財活用支援事業（権利化支援）全般についてのお問い合わせ先】

JST 知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ
TEL : 03-5214-8413 ≪受付時間 : 9 : 30~12 : 00 13 : 00~18 : 00≫
E-mail : kenri@jst.go.jp